

京都文化芸術都市創生審議会への主査制度の導入について

1 本審議会の現状

本審議会は、本市の文化政策全般について広く御審議いただくとともに、創生計画の推進状況について毎年度点検いただいている。

限られた時間の中では個々の文化施策について御審議いただくことも難しく、より深く御意見を頂くため、令和6年度から以下の制度を導入したい。

2 京都文化芸術都市創生審議会「主査制度」(案)

- ・ 本審議会に「京都文化芸術都市創生審議会の組織及び運営に関する規則」第4条に基づき、「主査制度」を導入。具体的には会長の指名により、委員から年度替わりで主査2～3人を選任する。
- ・ 主査は、審議会に先立ち、京都市に1～2時間程度のヒアリングや現地視察を行い、特定の施策についてより深く把握するとともに、審議会では発言し切れない意見をレポートで伝える。
- ・ また、ヒアリングを通じ、審議会本体で議論すべきと判断される事項があれば、主査は、会長にその旨を提案できることとする（議題提案権）。

<レポートイメージ>

- ・ どのような政策課題の解決を目指したのか（事業目標）
- ・ 具体的に何を行ったのか（活動内容・アウトプット）
- ・ その結果何を成し遂げたか（成果・アウトカム）
- ・ 本施策の評価・今後の改善点【主査からのコメント】